

群馬県H I V感染者等歯科診療連携事業実施要領

1 目的

県内におけるH I V感染者・エイズ患者（以下「H I V感染者等」という。）が安心して歯科診療を受けられるよう、地域でH I V感染者等の歯科診療を行う医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する医療機関又は診療所をいう。）（以下「協力歯科医療機関」という。）を確保し、「エイズ治療の拠点病院の整備について」（平成 5 年 7 月 28 日健医発第 825 号厚生省保健医療局長通知）に規定するエイズ診療拠点病院（以下「拠点病院」という。）、県が指定したエイズ診療協力病院（以下「協力病院」という。）と協力歯科医療機関との間の患者紹介システムを構築することにより、H I V感染者等の診療における円滑な歯科診療体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

（1）協力歯科医療機関の登録等

① 登録

知事は、H I V協力歯科医療機関登録同意書（様式第 1 号）により、H I V感染者等の歯科診療受入れについて群馬県に協力を申し出た歯科医療機関を協力歯科医療機関として登録し、当該施設の管理者に対し、H I V協力歯科医療機関登録通知書（様式第 2 号）により、その旨を通知するとともに、「協力歯科医療機関リスト」（以下「リスト」という。）を作成し、公益社団法人群馬県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）及び拠点病院に提供する。

② 登録の削除

知事は協力歯科医療機関として役割を果たすことができないと認めるとき、又は協力歯科医療機関の管理者から、H I V協力歯科医療機関登録辞退届（様式第 3 号）により辞退の申し出があったときは、協力歯科医療機関の登録を取り消すことができる。知事は当該施設の管理者に対し、H I V協力歯科医療機関登録削除通知書（様式第 4 号）により、その旨を通知するとともに、リストを修正し、県歯科医師会及び拠点病院に提供する。

（2）協力歯科医療機関の紹介等（別紙参考）

【エイズ診療拠点病院の場合】

- ① 主治医は歯科診療の必要な患者等から身近な歯科医療機関での診療の希望があった場合または必要と判断した際に、リスト掲載の協力歯科医療機関に対し、患者の診療を依頼する。
- ② 主治医は協力歯科医療機関に対して、患者情報、受診希望日等について情報提供するとともに、患者に対し診療情報提供書（様式第 5 号）又は同等内容の診療情報提供書を発行する。

③ 協力歯科医療機関の歯科医師は、拠点病院から紹介された患者が受診した場合は、受診報告書（様式第6号-1,2）により受診状況を拠点病院の主治医（第6号-1）及び県歯科医師会（第6号-2）に報告する。

④ 県歯科医師会は、毎年度末に群馬県H I V感染者等歯科診療連携事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出する。

【エイズ診療協力病院の場合】

① 主治医は歯科診療の必要な患者等から身近な歯科医療機関での診療の希望があった場合または必要と判断した際に、患者の紹介について県歯科医師会へ相談する。

② 県歯科医師会は、リスト掲載の協力歯科医療機関に対し、患者の紹介について連絡した上で、主治医に対し協力歯科医療機関を紹介する。

③ 主治医は協力歯科医療機関に対して、患者情報、受診希望日等について情報提供するとともに、患者に対し診療情報提供書（様式第5号）又は同等内容の診療情報提供書を発行する。

④ 協力歯科医療機関の歯科医師は、協力病院から紹介された患者が受診した場合は、受診報告書（様式第6号-1,2）により受診状況を協力病院の主治医（第6号-1）及び県歯科医師会（第6号-2）に報告する。

⑤ 県歯科医師会は、毎年度末に群馬県H I V感染者等歯科診療連携事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出する。

3 個人情報等の管理

本事業の実施にあたり、全ての関係者は個人情報及びプライバシーと人権の保護に十分配慮するとともに、個人情報等が漏洩しないよう適切に管理しなければならない。

4 協力歯科医療機関での院内感染対策

協力歯科医療機関においては、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針」（平成26年3月31日日本歯科医学会）等を参考として、院内感染の予防に努めなければならない。

5 その他

この要領に定めのない事項については、関係機関と協議し別に定める。

附則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。